

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第228号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表左京福祉事務所及び醍醐福祉事務所の項中「及び醍醐福祉事務所」を削り、同表山科福祉事務所、南福祉事務所及び右京福祉事務所の項中「南福祉事務所及び右京福祉事務所」を削り、「保護第六係長」を「保護第六係長 保護第七係長」に改め、同表下京福祉事務所の項の次に次の1項を加える。

南福祉事務所及び右 京福祉事務所	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
	支援課	支援第一係長 支援第二係長
	保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長 保護第六係長

第1条第1項の表伏見福祉事務所の項を次のように改める。

伏見福祉事務所	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
	支援課	支援第一係長 支援第二係長
	保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長 保護第六係長 保護第七係長 保護第八係長
醍醐福祉事務所	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
	支援課	支援第一係長 支援第二係長
	保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)